

Title	「ライヒ」(Reich)と「第三ライヒ」について
Sub Title	
Author	間崎, 万里(Mazaki, Masato)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1940
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.19, No.1 (1940. 7) ,p.79- 94
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19400715-0079

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

「ライヒ」(Reich)と「第三ライヒ」について

間 崎 万 里

一

舊版、『史學』に掲載したる『Empire, Reich の新用法とその語義及び譯語について』(以下拙文(一))が、端なくも潮田、今泉兩教授の注意に上り、潮田江次教授は『三田政治學會誌』(二)に於て、今泉孝太郎教授は『法學研究』(三)に於て、それ〴〵叙說せられるところがあつた。拙文が兩教授の論文執筆の機縁となり(四)、且つ拙文の中には、今泉教授の正しく指摘せられてゐる通り、説いて「未だ盡さざる憾み」(五)があつたのであるが、幸にして兩教授の好意ある記述により、是等の點が幾分か補足せられるに至つたことは、私の深く欣びとする所である。しかし乍ら今泉教授の所論の中には拙文に對し幾分誤解せられてゐるやうに思はれる節もあるので、その點を明白にすると共に、潮田教授の記述に對しても一言觸れて置きたいのである。

(79)

「ライヒ」(Reich)を「第三ライヒ」について

八〇

- (註一) 史學第十八卷第二・三合併號一—四六頁。
 (註二) 潮田教授『ナチス三題』三田政治學會誌第十九號七一〇頁。
 (註三) 今泉教授「獨逸に於ける「第三ライヒ」の意味」法學研究第十八卷第四號六五—八四頁。
 (註四) 潮田教授、前掲一〇頁の註、今泉教授前掲六五頁。
 (註五) 今泉教授前掲六七頁。

二

拙文は Empire, Reich なる語が今日に於ては邦語に於ける單なる「帝國」ではなく、この語の歴史的經過を含む相當複雑な語義・用法を生むに至つたにも拘らず、我が國に於ては今なほ一般社會のみならず學界の一部に於てさへも誤用せられてゐる點があるのを遺憾とし、その用法及び語義を明かならしめると共に、その譯語に於ても漫然使用することなきやう注意を喚起せんと欲するものであつた。

史學掲載の拙文は故意に提要的記述を旨としたため、聊か煩雜に過ぎ誤解を招く虞れもあつたので、こゝに兩教授の所論に直接關係のある「ライヒ」に關する部分を摘記して、先づ私の言はんと欲したところを明白ならしめたい。即ちその大綱は(一)。

フランス語の『アンピール』と英語の『エンパイア』は發音を異にするのみで同じ文字を用ひてゐる

が、この Empire とドイツ語の『ライヒ』(Reich)は、從來何れも一般に同義語として取扱はれ、すべて同一に『帝國』と邦譯せられてゐた。ところがこの語の背景或は主體をなすところの歴史的事實上に於ける變化は、今や舊來の帝國といふ譯語だけでは收まらぬ様になつた。

これをドイツの例について見るに、ワイマー憲法第一條に規定せられた『ライヒ』は最早や帝國ではない。それには『獨逸國ハ共和政體トス』となつてゐる。これは一般に行はれてゐる美濃部達吉博士の譯文であつて、この譯文を讀んだところでは何等の疑問も起されないのであらうが、その原文は Das Deutsche Reich ist eine Republik. となつてゐる。前述の如くライヒといふドイツ語は本來英佛語の Empire と同一に使用せられて來たので Empire ≡ Kaiserreich ≡ 帝國 なのである。しかるにこの憲法に於てのライヒは從來あつた如く帝國ではなく共和國なのである。従つてこの憲法の中に夥多使用せられてゐるライヒ關係の用語は何れも帝國と譯する譯には行かない。尤も甚だしいのは國會を表示する Reichstag といふ文字であつて、帝政時代の憲法にも共和政時代のこの憲法にも全く同一の文字が使用せられてゐる。これは、周知の如く、ワイマー憲法に於て、フランス共和國をドイツ語ではフランクライヒといつてゐるところから敢て差支へないといふ遁辭の下に、本來は帝國を意味したはずのライヒなる用語が新に共和國を表示する言葉として採用されたからである。そ

れでも一部に残存してゐた復辟運動が萬一成功してゐたならば、やはり以前の帝國といふ意味が失はれずに復活したことであらうが、ヒンデンブルクが大統領に當選して共和國の憲法を遵奉すべく誓詞を立て共和政體が不動のものとなつたので、この語義も決定的のものとなつた。これはワイマール憲法の作つた「ライヒ」の新意義である。かくてこの語には支配者的色彩が薄らぎ地域的の意味が強まつた。第三ライヒはこの語を受容して更に新なる内容を盛り新意義を加へんとしつゝある。さうして目下進行中なる大戦の結果はこの點からしても興味を以て迎へられるであらう。

これを古き歴史に遡つて考察せんに、ライヒの同義語であるエンパイアは本來の意味に於てはローマの imperium のもつところの支配的權力に重きが置かれ、次いでその支配者たる皇帝の絶對的權力の完成と共に、支配權と個人に重點が置かれる大國家を意味する様になり、ローマ帝國の崩壞後も Universal Empire の思想と共に、ローマ帝國の創造した世界的宗教の觀念が残り、後者がカトリック教會に於て最も有効に具現せられた後、前者は中世から近世に互る神聖ローマ帝國に於て政治的方面に具現せられたが、この國家も中世の理想としての單一宇大國家の外観は具備してゐたものの、歲月と共に「神聖でもローマでも帝國でも」なくなり、最高統治者としての皇帝の權力が次第に萎縮し、領域的國家としての自己の本領に於ける諸侯の實力に依存することとなつてゐたこと

ろから、後から見れば、皇帝としての威厳も宗教的の香りも共に失はれ、上古のローマ帝國と同じく、地域的大國家の殘骸が世人の頭腦に映寫する様になり、それにその國家が頗る複雑多様な諸國の集團であつたところから、その理想としてゐた統一と帝權よりも、寧ろ「複合性國家」といふ概念がエンバイア即ちドイツ語のライヒの主たる意味・内容をもつことになつたものと、私は解したのである。

それで、最近世に至つては、この點に關して、言はば欺瞞的な一八七五年のフランス憲法に示された主權者の地位が復辟を見ることなくして遂に共和國大統領に落着いたところから、前述の如くワイマー憲法に於けるライヒなる國名採用の典據となつた *Frankreich* といふドイツ語に含まれる「ライヒ」の意味が、當然國家は國家であるが、元來皇帝の香りのするライヒといふ文字を使用し乍ら、決して共和國といふ意味を持たない（それは今後生れるにしても）地域的の國家を示す様になつた。別言すればエンバイア或はライヒの語義には從來常に皇帝といふものを戴いてゐたときの「帝國」といふ感じがどこかに潜んでゐる様に思はれるが、しかし現時ますます使用されるに至つた「大國家」「複合性國家」といふ地域的の意味が強まりつつある。要するにもとゞ支配者に置かれてゐた重點が漸次地域その者の上に移され、屬人主義から屬地主義へと移行したのであると、私は

見たのである。

それで政治的内容の籠つた Das dritte Reich をワイマール憲法に於ける Das deutsche Reich と比較するときは、前者は獨裁的全體主義の國家であり、後者は民主的自由主義の共和國家であつて、その政治的内容は異なるも、そのライヒといふ文字だけをとつて見れば、何れも皇帝のわなないライヒであつて、之に於ては大國としての地域的國家の概念が主たる共通概念として重きをなしてゐるといふのであつた。

(註一) 本文に於ける典據、考證及び Empire についての詳細はすべて史學掲載の拙文について見られたい。

三

以上の所説に對し今泉教授により幾多の非難が加へられた。(以下圖
點筆者)

教授の記す所によれば「獨逸に於けるライヒ(Das Reich)が、現在、帝國を意味するものでないことは、共和國たる佛蘭西をフランク・ライヒ(Frankreich)と呼び、奧太利をオースト・ライヒ(Österreich)と稱し、自らをワイマール憲法による共和時代よりドイツ・ライヒ(Deutsches Reich)と徇へたところからでも、容易に推定されるのである」と。それだからこそ私はライヒを悉く帝國と譯するところが正しくないと言つてゐるのである。

フランス人は自國を La République Française と稱し、國土を La France と言つてゐる。ドイツ語でこれを Frankreich とよぶことについては從來餘り問題とせられてゐない様であるが、私觀察するところでは久しく地名として使用せられてゐたこの語は、ナポレオン三世の時代にはフランス帝國を意味する言葉として通用してゐたのを、その帝國崩壊後も依然としてその國家と國土を意味する言葉としてその儘使用し來つたもので、ワイマー憲法に於て帝政時代の憲法から Reichstag をその儘踏襲し來つたのと同じであらう。さうして「一九一九年以降聯邦共和國となつた奧太利を合邦前までオースト・ライヒ (Österreich) と稱したのである」(三)と今泉氏は記されてゐる。教授が兩度誤記せられたオースト・ライヒ (Österreich) (三) 正しくはこの Österreich はワイマー憲法よりも後れて、前述の私見によるドイツ語での Frankreich と同じ工合に、從來の帝政時代の傳統的國名をその地名と共にその儘踏襲し、地名としては今も残つてゐるのであらうから、三者何れに於ても地域的或は地名的に名稱が殘留したことなるのである。

今泉教授はまた「西歐民族の支配者に對する執着は我々日本人のそれとは、凡そ異なるものである」。(四)之には私も異存がない)として、「二千六百年の歴史に培はれた我々日本人の支配者に對する民族的感情を以て、變轉極りなき西歐民族の支配者に對するそれを律することは、抑も迂濶である」(五)

と叱責せられてゐるが、私がライヒは本來帝王の國を意味したことから、現在かくの如き支配者の有無を問題としない國を意味する様になつて來たといふことは、矛盾がある様には思はれない。それで、斯の如き民族的感情に培はれた日本人から見ればライヒを今日なほ常に帝國と譯出するところが愈々以て不都合であると、私は言つてゐるのである。ただ今泉氏と同氏の親しいドイツ人との間に交はされた『うそ俱樂部』にでもありさうな會話(六)は、ヒトラーに對する一部ドイツ人の感情を表示する一場の笑話としては面白いであらうが、双方共に歴史的には史實を無視し、法律的には妙な對話(七)であるから、學問的に取上ぐべき性質のものではあるまい。

(註一) 今泉教授、前掲六六一―六七頁。

(註二) 同上、六六頁。

(註三) 同上、六六頁二ヶ所。

(註四) 同上、六七頁。

(註五) 同上、六八頁。

(註六) 氏の親しいドイツ人といふのは教授のドイツ留學當時プレスラウに於ける下宿の主人(眼醫者)ださうであるが、その會話は『總統ヒトラーは埃太利ブラウナウの税關吏の息子だから、埃太利人であるが、當時は埃太利合邦前)、外國人による獨逸の支配を獨逸人は何う考へるか?』と質したところ、その獨逸人は、之に答へずに「ナポレオン一世は、コルシカ人だ。然るに、コルシカは當時伊太利領であつたが、今日、誰が佛蘭西帝政時代を以て伊太利人による佛蘭西の支配だといふ者

があるか？」と反問して来た。(『前掲誌、六七一―六八頁)といふのである。(園點筆者)

ヒットラーは人種的にはドイツ人であるけれども、出生當時オーストリー人であつたことには間違ないのであるが、彼はドイツの國籍取得の便法として、ブラウンシュヴァイヒ大學の教授に任命せられ、官吏となれることの結果、ドイツ人となつた。故にドイツの大統領に當選し得た譯で、ワイマー憲法第四十一條の規定によりドイツ人以外のものが大統領たり得ることは考へられないのである。(この場合、國籍取得前にも彼がドイツ人種であるといふことはたとひオーストリーの國人であつたとしても感情上ドイツ人には喜ばれなかつたとはいへないのである。)

コルシカ生れのナポレオンは、その祖先がトスカナ出身であるから人種的にコルシカ人であると通俗的に言つても差支へないであらうが、しかしコルシカは當時イタリア領であつたといふのは正しくない。當時、イタリアなどいふ國は存在しない。コルシカ島はナポレオンの生れる前年に當る一七六八年フランスがジェノアから買収したフランス領なのである。フランスの國土に生れたナポレオンがフランス人としてその陸軍の學校を卒業して目覺しい活動を遂げたことには何の不思議もない。それ故何れの場合にも「外國人による支配」などいふ問題は起らないのである。我々史學者ならば家系のみを見て國籍を無視する様の場合がないとは言へないが、法律學者である教授が國籍を輕視せられるのは聊か妙である。しかしこれも法文に拘泥しない現代法律學の新傾向とでもいふのか、私には分らぬ。

四

「第三ライヒ」といふ流行語をドイツに造つたのは、ナチスではなく、一九二三年即ちナチスの政權獲得以前に、『第三ライヒ』(Das Dritte Reich)と云ふ一書を表はしたメーラー(Moeller van den Bruck)であることには、今泉教授も同意せられた如く、今は定説となつてゐる(一)。「寧ろ、ヒトラー

「ナチス」は、殊更に、「第三ライヒ」の語を使用することを避け、彼等が第三ライヒを實現することは決して明らかに主張せず且一九三三年以來公に之に就いて言つたこともない(二)と「ブフマン」を引用せられてゐるが、これは潮田教授が「ヒトラーの獨逸は第三ライヒであると自稱する(三)」といふのは、一見矛盾する様であるが、「一九三三年以來、公に之に就いて言つたこともない」との斷り書きは、以前には言つたことがあるとも見られ、實は現在も『公に』ではなくとも、彼等の間にも(四)一般にも(五)又今泉教授の言はれる處ではドイツの學界に於ても(六)使用せられてゐるのである。

私が「第三ライヒ」といふ語の説明を試みたのは、この語が今日歴史用語として使用せられてゐる以上、その歴史的系列・連鎖の上から時代區分を見る如く、我等史學者の間には重要視せらるべきであるから、私はこれを明かにせんと欲したのであつて、それがナチス自身によつて使用せられてゐると否とは問はないのである。ただ潮田教授の言はれてゐる如く、「第一ライヒと第二ライヒは何れの獨逸であつたのか。それには大分ちもひ違ひがある(七)」からである。

今泉教授は「現在、獨逸の「第三ライヒ」の概念に於ける第一ライヒがカール大帝の建てたドイツ國家の連続とも見られる神聖ローマ帝國(九六二—一八〇六)を意味し、第二ライヒがビスマルク時代のドイツ帝國(一八七—一九一八)を意味するものであることは、容易に推斷されるところで

ある……(八)と説かれてゐるが、必ずしもさうはいへない。第一ライヒ、第二ライヒがドイツ語では四七六年以前の本来のローマ帝國とその後の東ローマ帝國を意味する場合もあるのであつて、歴史を知らない邦人の間には兎角混同され易いのである。潮田教授の指摘せられるところによれば、米國知名の政治學者ですらもこれを間違へてゐたのであるし(九)、我が國の憲法學者でも同じ誤謬を口にしてゐた(一〇)ことを知つてゐる私には、今泉教授の言はれる如く、誰にも『容易に』推斷せられるとは思はれなかつたのである。但し私の『論文にもマンロウの舊著「歐洲の諸政府」から引用がしてあるけれども「補遺」の方には觸れてない』(一一)と御注意下さつた潮田教授の御厚意に感謝してゐる私は、實は潮田教授よりももつと新らしい『補遺』(一二)を所有しこれを見てゐたことのために、却つてその引用を怠つたのであつた。それには同教授の指摘せられた様な誤謬が記されてゐないのである。

(註一) 今泉教授、前掲七二頁。

(註二) 同上、七三頁。

(註三) 潮田教授、前掲九頁。

(註四) 例へば Meisensteine des Dritten Reiches などの書籍に A. I. Berndt, Der Marsch ins Grossdeutsche Reich.

Mit einem Geleitwort v. J. von Ribbentrop 1939 と云ふのがあふ。ナチ政府の大立物なる彼が序文を書いてゐる以上、

「イライヒ」(Reich)を「第三ライヒ」として

「ライヒ」(Reich)を「第三ライヒ」にうつす

九〇

リーマン・トロンは少くともこれを認めてゐる點である。

(註五) Paul Meier-Benneckenstein, Das dritte Reich im Aufbau, 4 Bde. 1939. 及び H. U. F. v. Wangenheim, Kolonien des Dritten Reiches. 1939. など數く切れないのである。

(註六) 今泉教授、前掲八三頁に、伯林大學のヘーマン教授は最近の著書を Bürgerliches Recht in Dritten Reich と題してゐる。これが法律家により始めて採用された「第三ライヒ」であるやうだと教授は言はれる。

(註七) 潮田教授、前掲九頁。

(註八) 今泉教授、前掲七三頁。

(註九) 潮田教授、前掲九頁に、Williams B. Munro, Major Changes in the Governments of Europe since 1930: A Supplement to "The Governments of Europe (Revised Edition)" 中のドイツの部で先づ第三ライヒの解説を次のやうに述べてゐる。『一八七一年―一九一八年の期間が第一ライヒと呼ばれ、一九一八年から一九三三年に至る中間期が第二ライヒ若くは空位時代と呼ばれ、この數年のヒトラーの治世が第三ライヒと呼ばれる』(同書二三頁)と。もちろんこれは非道い誤りである。

(註一〇) その何人であるかは言ひたくないが、しかしその人は右掲のマンロー教授の著書の誤謬を繼承したのであるかも知れない。

(註一一) 潮田教授、前掲一〇頁の註。

(註一二) 潮田教授の使用せられたのは一九三六年版であるがその翌年刊行せられた同表題の 1937 Supplement to The Governments of Europe (Revised Edition), p. 30. 以下 "Germans have adopted a new politico-historical chronology."

The medieval German empire is designated as the First Reich; the period 1871-1918 as the Second Reich; the

years from 1918-1933 as the Interregnum, and the Hitler régime, since the last-named date, as the "Third Reich."
と正しく記されてゐる。訂正に敏なる米國學者に私は敬意を拂つて置かう。

五

今泉教授はまた私が第一第二帝國のあつたフランスに未だ存在しない第三ライヒが、從來第一第二ライヒを唱へなかつたドイツに出現したと言つたことに異議を唱へられてゐる(一)が、これは私の説明の足りなかつたことに基く誤解であらう。私はそこでは歴史用語としてフランスでは第一第二帝國が使用せられてゐるけれども、現實の國家をかく呼んでゐないドイツに第三ライヒを以て呼ばれる國家が、生れたといふ意味であつて、そこでは文學者その他が唱へる架空の或は理想の國家を論じてゐるのではないのである。またドイツの第三ライヒがイブセンの理想の世界から來たものだと私は説いてゐない。それは舊來第三ライヒといふ語が出て來る場合は常に精神的或は理想的なるものを指すのであつて、現實の國家ではない。メーラーの如きも多分にこの理想的國家を求むる同一傾向のものであることを説いて、イブセンをその一例に挙げたまでで、教授の説かるる如くユリウス・ペターゼンを俟つまでもなく、私も同じことを説いてゐるはずなのである(二)。

(註一) 今泉教授、前掲七三—七五頁。

「ライヒ」(Reich)の第三ライヒ」について

「ライヒ」(Reich)を「第三ライヒ」(Drittes Reich)

九二

(註二) 拙文、前掲八頁及びその註、一七頁にも私は第三ライヒが現實に悲哀を感じた人類の求める理想的精神的の國土として憧憬せられたことは一切に止らないと記して置いた。

六

最後に、今泉教授はライヒ特有の意味と第三ライヒの意味とを區別せられ「現在、標準的意味としてのライヒは、……單一的民族國家を意味するのであるが、「第三ライヒ」Das dritte Reichに於けるライヒは、亦、之と異なる意味内容を持つてゐる」といはれる。これは洵に當然なのである。凡そ何れの國家であつても、それ／＼その歴史的内容を、従つて個性を持つてゐるのであるから、それから抽象せられた普遍的概念は、何れの國家にも共通する點を持つと共に、また何れの國家とも完全には一致し難いものである。それで今泉教授の引用せられてゐるドイツ法律アカデミー總裁ハンス・フランクの言う如く「一九三三年一月三十日以來即ちナチス政權獲得以降、獨逸民族は再びライヒ形成の途上にある」といのであるから、第三ライヒの概念がライヒの普遍的共通概念と一致すべきはずはないのである。

しかし「單一的民族國家」を理想とするドイツ第三ライヒが「塊太利、ズデーテン、メーメルは孰れも大部分獨逸人の居住する地方であるから、之をライヒに合邦する理由は存在するけれども、ペー

メン(我等のボ)、メール(我等のメールン 或はモラヴィヤ)は非獨逸人の居住する地方であるから、之を如何なる理由でライヒに編入するか。」「(三)ナチス從來の主張たる「一民族、一國家」Ein Volk, ein Reichの原理に牴觸しないかといふ問題の生じたことは、我等の觀點からしては面白い。彼等は單一民族國家を以てライヒの標準的意味と定義してゐるけれども、これは寧ろ從來言はれてゐる如く、民族即ちネーションの定義と見るべきもので、ドイツライヒが民族形成の行程を辿りつつあることを示すものに過ぎない。ライヒの概念は寧ろ多民族、複合性の國家の統一あるもの、即ち支配的大國家を示すものであつて、ドイツがさういふ地域的國家に進みつつあることは、ナチスの主張にこそ矛盾すれ、ライヒ一般の概念には該當するのである。彼等がドイツ的ナチ的に捉はれたればこそかかる釋明を必要とするのみである。

(註一) 今泉教授、前掲六六、七二頁。

(註二) 同上、六九頁。

(註三) 同上、七〇頁。

七

私は第三ライヒの發生を説いて、その内容について多くを言はなかつた。今泉教授のフランクの

説の紹介によつてこの缺陷が充填せられたことを、私は同教授に感謝する。さうしてメーラーその他の理想として説いた Drittes Reich は何れも舊來の意味に於ての第三の帝國を指すものであつた。これは私も十分に賛意を表してゐたところである。ライヒに帝國以外の意味を持たなかつた舊來の考へ方に於て、その求むる第三のものが帝國であることは至當だからである。

しかしドイツに出來た現實の國家としての Das dritte Reich は帝國と譯すべきでないことは史學に私の縷説したるところである。それで「メーラーの第三ライヒの思想は、第三帝國 (Das dritte Kaiserreich) の固定的形態を離れて、獨逸人本來の思想たる所謂第三ライヒ (Das dritte Reich) となつて喧傳せられ、今や、現在の獨逸そのものを表現する魅惑的な言葉となつて仕舞つた」(一)といふ今泉教授の記載には滿腔の賛意を惜まぬものである。

(註一) 今泉教授、前掲八三頁。

(一九四〇・三・二〇)